

— 目次 —

ヘッドラインニュース	1
コラム 銀行業におけるCSRを考える	2
第20回「グリーンボンド原則の意義と背景」	
日本総合研究所 理事 ESGリサーチセンター長 足達 英一郎 氏	
銀行インタビュー	3
「常陽銀行における地域貢献について」	
認知症・高齢者対応に関する取組み	8
「東京都民銀行における認知症サポーター養成の取組み」	
全銀協におけるCSR活動	9
アンケート結果	11
障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート結果	

***** ヘッドラインニュース *****

再生可能エネルギー全量固定買取制度(FIT)の平成26年度買取価格について

3月25日、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)の26年度における調達価格および調達期間が、以下のとおり、決定しました。(主なものを抜粋)

	調達区分	調達価格(税抜)	調達期間
太陽光	10kW以上	32円	20年
	10kW未満	37円(税込)	10年
風力	洋上風力	36円	20年
	陸上風力	22円	20年
水力 (既設導水路活用)	1,000kW以上	14円	20年
	200kW以上	21円	20年
	200kW未満	25円	20年

再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)は、長期間、固定価格で電力の買取りを保証することにより、再生エネルギー発電への参入を促す制度で、平成24年7月からスタートしています。

平成26年度における調達価格および調達期間は、太陽光発電は調達価格を変更し(調達期間は据え置き)、風力発電および中小水力発電に新たな区分を設けて調達価格および調達期間を新設しています。その他の各区分については、平成25年度の調達価格お

よび調達期間を据え置くこととしています。

本制度がスタートした時点(平成24年6月末)で約2,060万kWだった再生可能エネルギー発電容量が、平成25年12月末で約2,764万kWと1年半で約34%増加しています。

「国際統合報告フレームワーク」の発行について

12月9日、国際統合報告評議会(IIRC)は、財務情報と非財務情報を結合して説明する「統合報告書」を作成するための「国際統合報告フレームワーク」を発行しました。

本フレームワークの目的は、統合報告書の一般的な内容を統括する基本原則と内容要素を規定し、それらを支える基礎概念を説明することであるとしています。また、本フレームワークは、価値創造能力の評価に役立つ情報を特定するものであって、組織の戦略の質や実績レベルなどの評価基準を設定するものではないとしています。

統合報告書は、組織の戦略、ガバナンス、実績および見通しとその外部環境においてどのように短、中、長期的な価値創造につながるかを示す簡潔なコミュニケーションであるとフレームワークのなかで定義されています。また、本フレームワークでは、統合報告書の作成および開示方法を支える「7つの基本原則」と統合報告書に含まれる「8つの内容要素」が規定されており、統合報告書はこれらに準拠して作成しなければならないとしています。

基本原則	内容要素
1. 戦略的焦点と将来志向	1. 組織概要と外部環境
2. 情報の結合性	2. ガバナンス
3. ステークホルダーとの関係	3. ビジネスモデル
4. 重要性	4. リスクと機会
5. 簡潔性	5. 戦略と資源配分
6. 信頼性と完全性	6. 実績
7. 一貫性と比較可能性	7. 見通し
	8. 作成と開示の基礎

第 20 回「グリーンボンド原則の意義と背景」

グリーンボンド原則とは

グリーンボンド原則とは、環境関連の事業やプロジェクトのための資金調達を目的とした債券発行の透明性を担保することを狙いとして、欧米の投資銀行を中心に起草され、1月13日に13行(日本のふたつの金融機関を含む)の支持のもとに発足した自主的なガイドラインである。

最近、環境関連の事業やプロジェクトのための資金調達が目的とする債券発行が急増している。ただ、その性格はまちまちで、環境負荷軽減への貢献度などが分かりにくい、相互比較をしにくいという指摘があった。そこで、発行主体に事業やプロジェクトの必要な構成要素を示し、投資家の評価に耐えうる情報開示のあり方を規定することが有効だという考えが生まれた。また、そうしたガイドラインは流通市場形成を促進する情報開示の標準モデルを作ることも繋がっていくと期待された。

原則が示したガイドラインの内容

原則では、グリーンボンドの類型を、いずれも環境関連の資金調達に紐付けられる一般債券、レベニュー債、プロジェクト債、証券化商品に分けたうえで、①資金が活用される事業やプロジェクトの要件、②事業やプロジェクトの評価と選別の手順、③調達された資金の管理、④対外的な報告の項目について、各々望まれる姿を記載している。

例えば「発行主体は、集めた資金をどのようなプロジェクトに使おうとするのか、明確に開示することが望ましい」とあり、その表記の一例として(これに限定されることはないとしながらも)、再生可能エネルギー事業、エネルギー効率化事業(グリーンビルディングを含む)、持続可能な廃棄物マネジメント、持続可能な土地利用(持続可能な森林管理と農業を含む)、生物多様性保全、クリーン輸送(自動車、公共交通機関)、水資源の浄化、飲料水確保事業を挙げている。

また「可能であれば、発行主体は、環境側面の影響に関する目標値を設定した上で、資金を用いるプ

ロジェクトを選択することか望ましい」「資金が現実はどう使われたかについて外部監査人が検証できる態勢を取れば、環境側面の透明性はより高まる」

「各々の投資案件が生み出す環境側面の貢献(例えば、温室効果ガスの削減、再生可能起源の電力にアクセスできる人の数、自動車交通量の削減など)を定性的もしくは定量的な成果指標を用いて報告することが推奨される」などの記述がなされている。

こうした原則が作られた背景

こうした原則が作られた背景には、環境金融が一般化する一方で、グリーンウォッシュ(環境側面への貢献を謳うものの、単なるピーアールに過ぎない)とする世論からの批判が高まってきたことがある。

興味深いのは、今回の原則の策定に、米国の環境 NGO なども積極的に関与し、原則の公表を歓迎する姿勢を示している点だ。これまで海外では、金融機関と環境 NGO が、環境負荷の大きな企業やプロジェクトへの投融資をめぐって激しく対立してきた。しかし、金融機関側も環境インフラ投資という大きなマーケットの誕生を目の前にして、仮にコストが多少かかるとしても、先取的に透明性を担保しておくことが賢明だとの判断に至ったのであろう。

日本国内でも、再生可能エネルギーの設備などを組み入れた投資法人を上場して、投資家の資金で社会資本を整備するインフラファンド市場を東京証券取引所は 2015 年度にも開設する準備を進めていると伝えられる。今回のグリーンボンド原則は、その際の情報開示ルールづくりにも大いに参考になろう。

◆執筆者ご紹介◆

足達 英一郎(あだち えいいちろう)氏

日本総合研究所 理事 ESG リサーチセンター長
昭和 61 年 一橋大学経済学部卒業。

環境や CSR 経営の視点から見た産業調査、
企業分析の分野が専門。

「常陽銀行における地域貢献について」

このコーナーでは、各銀行の地域貢献などの取組みを紹介しています。

今回は、常陽銀行経営企画部広報室から同行の地域貢献の取組みについてお話を伺いました。

一常陽銀行における地域貢献の考え方について教えてください。

当行は、『健全、協創、地域と共に』を経営理念に掲げています。これは、お客さま、地域、株主の方々と共に価値ある事業を創造していくことにより、地域社会・地域経済の発展に貢献していくことを表しています。地域金融機関として、地域への円滑な金融サービスのご提供という本来業務の実践の姿こそが「地域貢献の姿」と考えています。

一常陽銀行では、どのような活動をしているか教えてください。

当行は、地域社会・地域経済の発展に向けて、地域への円滑な金融サービスの提供に取り組むとともに、「環境保全」「芸術・文化」「金融教育」などさまざまな地域貢献活動を展開しています。

また、近年の少子高齢化の進展を背景として、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに貢献するため地域と連携した取組みにも注力しています。

一環境保全活動の具体的な取組みについて教えてください。

常陽銀行グループは、環境理念・環境方針を制定し、持続可能な社会を実現するため、地域と連携協力し、環境保全活動に取り組んでいます。

環境理念

常陽銀行グループは、水と緑に恵まれた茨城県を主要な営業地盤とする企業として、豊かな自然環境を守り育てていくことが、私たちの「社会的使命」と考えています。ふるさとの環境を守り、持続可能な社会を実現するため、地域と連携協力し、環境保全活動に継続して取り組んでまいります。

環境方針

- ①省資源、省エネルギー、リサイクル活動を推進し、事業活動によって生じる環境負荷の軽減に努めます。
- ②環境に配慮した金融商品・サービスの提供を通じて、環境保全に取り組むお客さまを支援します。
- ③本方針を当行グループ全役職員に周知徹底し、一人ひとりが積極的に環境保全活動に取り組みます。

1. 森林保全活動

(1) 常陽ふるさとの森

平成 21 年に茨城県・いばらき森林づくりサポートセンターと「いばらき協働の森パートナーズ協定」を締結し、那珂市に「常陽ふるさとの森」を創設しました。間伐や植樹活動などを通じて、ふるさとの緑を守り育てる森づくりに取り組んでいます。そのほか、ひたちなか市や筑波山での植樹活動を実施しています。また、那珂市「常陽ふるさとの森」を地元小学校の森林保全体験学習に活用いただき、環境教育の支援にも取り組んでいます。



【「常陽ふるさとの森」の植樹活動】

(2) 公益信託「エコーいばらき」環境保全基金

公益信託「エコーいばらき」環境保全基金は、緑豊かな自然環境と快適で潤いのある生活環境の創造を図り、地域社会の発展と振興に寄与することを目的として、茨城県内で環境保全に取り組む団体等に助成金を交付し活動を支援しています。



【十王川への鮭の稚魚の放流活動】

平成 25 年度はイチョウや桜等の古木再生に取り組む「古河市立八俣小学校」など 25 の団体に 923 万円、これまでの累計では 787 件約 9 千万円の助成を行っています。基金名称の「エコー」は、エコロジー (ecology : 環境) とエコー (echo : 反響) の言葉を引用し「環境問題にこだまし、繰り返し取り組んでいく」という設立の趣旨を表しています。

2. エコ関連商品の充実

(1) 太陽光発電事業支援融資

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に対応した融資商品「LALAサンシャイン」や、「動産担保融資 (ABL)」制度等を活用し、太陽光発電事業を支援しています。加えて、太陽光パネル製造業者等の仲介や当行のグループ会社 株式会社常陽産業研究所のコンサルティング機能を活用した事業相談など、幅広いニーズにお応えしています。



【太陽光発電設備の支援事例】

(2) 常陽エコ・セレクトローン等

当行は、環境省から認定を受け、環境配慮型経営促進事業利子補給金制度を活用する融資商品「常陽エコ・セレクトローン」をご用意し、地球温暖化防止を目的とした設備投資や研究開発等を支援しています。また、企業の環境への取り組み度合いを幅広く評価し、高格付けの企業にご融資金利を優遇する環境格付評価制度を取扱いしています。

ーボランティア倶楽部の取組みについて教えてください。

平成 6 年、行員のボランティア活動を企業として支援するため、「常陽ボランティア倶楽部」を設立しました。約 3,300 名の会員が、福祉関連、環境問題、国際交流、スポーツ交流などの分野で、さまざまなボランティア活動をしています。また、毎年「タオ

ルー人 1 本提供運動」を実施しており、年間約 6,000 本のタオルを福祉施設等に寄贈しています。

常陽ボランティア倶楽部は、これまでの活動の功績が認められ、内閣府より振興奨励賞「あしたのまち・くらしづくり活動賞」を受賞しています。



【勝田マラソン 給水ボランティア】

ー芸術・文化活動の具体的な取組みについて教えてください。

常陽銀行創立 50 周年記念事業の一環として、昭和 57 年に設立した公益財団法人常陽藝文センターを中心に芸術・文化活動を展開しています。

1. 公益財団法人常陽藝文センター

常陽藝文センターは、芸術・文化を通じて潤いのある郷土づくり、豊かでゆとりある個人生活づくりに寄与することを目的として、郷土文化の掘り起こしや文化の普及活動等の事業を展開しています。

郷土の歴史、民俗、芸術などのテーマをさまざまな角度から掘り下げて紹介する文化情報誌「常陽藝文」の発刊や、コンサートや寄席の開催などさまざまな文化活動を行っています。また、社会人の生涯学習を支援する「藝文学苑」を開講し、一般教養・歴史・文学等の講座を設け、約 1,700 名の方々にご利用いただいています。



【藝文ふれあいコンサート】

2. 常陽史料館

常陽史料館は、平成 7 年に郷土の歴史や金融経済に関する資料を収集し広く公開することを目的に開

館しました。貨幣の歴史や銀行に関する資料を展示する「貨幣ギャラリー」、郷土文化や金融に関する図書資料を公開する「史料ライブラリー」を備えています。また、「アートスポット」では、郷土で活動している作家を中心に創作・工芸等の企画展を開催するなど、年間約2万5千人の方々に来館いただいています。



【アートスポット】



【貨幣ギャラリー】

一金融教育とインターンシップの取組みについて教えてください。

1. 金融教育

経済や金融に関する知識は、豊かな生活を送っていくために必要不可欠なものです。さらに、インターネットバンキングやクレジットカードによるキャッシュレス化の進展、貯蓄から投資への資金運用手段の多様化、金融犯罪の増加など社会が変化するなか、正しい金融知識を身に付けていただくため、金融リテラシーの向上に取り組んでいます。

(1) 小・中・高校生向け金融教育

地域の小・中・高校生を対象として、支店見学や職場体験などを実施しています。また、茨城県教育委員会と連携し小学生を対象とした金融教育 DVD「お金のはなし」「銀行ってナニ？」を制作し、県内の小学校に配布しています。常陽史料館では、「貨幣ギャラリー」を活用し「お金の歴史」を中心とした「金融教室」を随時開催しています。



【常陽史料館 金融教室】

(2) 常磐大学寄付講座『金融論』

本講座は、これから社会に出て行く大学生に、社会人として必要な経済や金融に関する基本的な知識である金融機関の役割や銀行の利用の仕方、資産形成やローンの活用などのライフプランニング、さらに、企業財務における銀行の活用などをカリキュラム化し、平成21年から半年間（15回）の講座を開催しています。

(3) 社会人向け金融教育

職域別のライフプランセミナーをはじめ、女性を対象としたセミナーなどを実施しています。また、個人向けインターネットバンキングのご利用者さま向けに、投資関連の専門誌を発刊する日経BP社と提携し、資産運用に関する幅広い情報配信サービスを提供しています。

2. インターンシップ

次世代を担う若い人材の成長に貢献することを目的として、学生に就業体験の機会を提供するインターンシップを実施しています。銀行の役割やビジネスマナー、ライフプランシュミレーションなどの座学に加え、取引先への訪問など銀行業務を体感する機会を提供しています。

一「安心して暮らしやすい地域づくり」に係る取組みについて教えてください。

地域社会は少子高齢化が進んでおり、誰もが安心して暮らしやすい地域づくりに貢献するため、さまざまな取組みを実施しています。

1. 「認知症サポーター」の養成

平成24年12月、茨城県と「認知症普及啓発企業連携事業協定」を締結し、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成に努めています。これまでに当行グループ全体で約6,300名が認定を受けています。また、

地域の皆さまを対象としたセミナーを開催し、認知症サポーターの育成支援に取り組ん



【行員向け認知症サポーター養成講座】

でいます。

2. 「高齢者等の見守り協定」の締結等

茨城県内の17市町村と「高齢者等の見守り活動への協力に関する協定」を締結し、一人暮らしの高齢者を地域全体で見守り・支えあう「安心して暮らしやすい地域づくり」に取り組んでいます。

さらに、茨城県と福島県いわき市内の全小学校1年生への防犯ブザーの配布や、社会福祉法人茨城県視覚障害者協会等へ点字カレンダーの贈呈を毎年実施しています。



【小学1年生配布 防犯ブザー】

3. 「リバースモーゲージローン『住活スタイル』」

平成25年9月、過疎化や空き家対策など地域の課題解決に向けて、住み替えや転勤などによりお住まいにならない住宅を活用する「常陽リバースモーゲージローン『住活スタイル』」の取扱いを開始しました。高齢者施設への入居や新居の購入等にご利用いただけるローン商品です。ご自宅の売却を前提としない家賃返済型のリバースモーゲージローンを全国で初めて商品化しました。

4. 振り込め詐欺未然防止の取組み

お客様の大切な財産を守るため、警察署と連携し振り込め詐欺の未然防止に取り組んでいます。ATMコーナーや窓口で、来店されたお客様への声掛けを行う運動を展開するとともに、警察署からの「委嘱状」やチェックシートを活用して被害の未然防止に努めています。また、行員向けに詐欺被害防止講習会や声掛け訓練などを実施し、被害者の心理、窓口対応のポイントなどを学んでいます。

一バリアフリーの具体的な取組みについて教えてください。

当行では、年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、全てのお客様により快適にご利用いた

だくため、サービスの充実や接客力の向上に取り組んでいます。

1. 店舗設備等の充実

当行の全ての有人店舗に点字ボタンのついた受話器でお取引いただける「視覚障がい者対応ATM」を設置しています。また、「筆談ボード」「助聴器」「コミュニケーションボード」等のツールを全店にご用意しているほか、128カ店に車いすを配備しています。さらに、つくばローンプラザでは、毎週手話による金融相談を行っています。



【耳マークと手話金融相談窓口のご案内】

2. サービス介助士の配置

ご高齢のお客様や、障がいのあるお客様に、介助の知識をもった行員によるサポートが行えるよう「サービス介助士2級取得講座」を実施しており、同資格取得者198名を営業店等に配置しています。また、配慮の必要なお客様への対応についてマニュアルを制定し、行員のバリアフリー教育に取り組んでいます。



【サービス介助士2級取得講座】

一男女共同参画の取組みについて教えてください。

女性の活躍を後押しすることにより地域経済活性化へ貢献するとともに、当行のポジティブ・アクションの取組みを強化するため、茨城県と連携し「茨城県男女共同参画」事業を展開しています。当行の女性行員が講師となり、働く女性を対象に仕事

と家庭の両立のポイントやマネープランについてセミナーを開催し、働く女性のネットワークづくりや金融リテラシー向上を通じて、女性が活躍できる社会づくりに取り組んでいます。

一最後に、東日本大震災における被災地の金融機関として地域の復興や地域貢献などの取組みについて教えてください。

平成 23 年の東日本大震災では、当行の主要営業地盤となる茨城県は甚大な被害を受けました。被災資本ストックは 2 兆 5 千億円、家屋の全・半・一部損壊は 21 万戸と東北 3 県に次ぐ被害となりました。茨城県の戸数は 100 万戸ですので、2 割の家屋が被害を受けたことになります。

そうしたなか、お客さま、地域の復興と成長に貢献することが地域金融機関の使命と考え、平成 23 年 6 月、「常陽地域復興プロジェクト『絆』」を立ち上げました。プロジェクトでは、「円滑な資金供給」「地域経済の復興・活性化」、「社会貢献」を柱として、これまでに 100 以上の施策を展開してまいりました。

一地域経済の復興・活性化や社会貢献などの主な取組みについて教えてください。

茨城県内では、インフラの復旧は着実に進んでいますが、原発事故に発する風評被害が長引き、未だに食関連事業や観光関連事業に影響が残っています。

そのため、風評被害の払拭に向けて、地元の銘産品の試食・販売会「がんばっぺ！茨城 100 円試食店」を東京・日本橋や水戸偕楽園公園などで開催するなど食関連事業者の販売支援に取り組んでいます。

この試食店は、食と農の復興に寄与する取組みとして高い評価をいただき、農林水産省が主催する「フード・アクション・ニッポンアワード」において、金融機関として初めて「食べて応援しよう！賞」を頂戴しています。また、本年は、群馬県高崎市や東京・JR 上野駅地産品ショップ「のもの」にて、本試食店を開催しています。



【「がんばっぺ！茨城 100 円試食店」 in 水戸偕楽園公園】

社会貢献では、「偕楽園・弘道館復興支援の会」や「六角堂等復興基金」への寄付金の贈呈等を通じて被災した文化財の復旧に向けた支援に取り組んでいます。公益信託「エコーいばらき」環境保全基金においても、被災した自然環境に係る復旧活動を助成対象に加え、環境保全の面から地域の復旧・復興支援を行っています。

また、観光関連事業者の支援に向けて、地域の観光イベントへの協賛・協力をはじめ、観光スポットを紹介するテレビ番組の制作や、地域の魅力を再発見し広く情報発信する「常陽フォトコンテスト」の開催など、茨城県や地域と連携しさまざまな施策を実施しています。さらに、常陽ボランティアクラブでは、被災地支援活動に継続して取り組み、去年は福島県で行われた「南相馬市鎮魂復興市民植樹祭」に参加しています。



【南相馬市鎮魂復興市民植樹祭】

一今後の地域貢献について教えてください。

当行の経営理念「健全、協創、地域と共に」のもと、地域社会・地域経済の発展に向けて、お客さま、地域の皆さまとともに、未来を協創して行きたいと考えています。今後とも、お客さま、地域、株主の皆さまのご期待にお応えできますよう、全力をつくしてまいります。

東京都民銀行における認知症サポーター養成の取組み

「認知症サポーター」について

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者です。平成 25 年 12 月末現在で約 470 万人が登録されています。認知症サポーターは講師役のキャラバン・メイトが実施する認知症サポーター養成講座を受講することにより登録されます。

「認知症サポーター」養成の取組み開始

当行では CSR ワーキンググループにより、CSR 活動について定期的な話し合いを行っています。さまざまな施策について検討するなか、厚生労働省が平成 17 年より始めた認知症サポーターの活動を知る機会があり、銀行として協力できないかとの意見が出て、平成 20 年にまずワーキンググループのメンバー 2 名が認知症サポーター養成講座を受講し、取組みがスタートしました。

行内に「キャラバン・メイト」を

高齢化が急速に進んでいる背景もあり、営業店では日ごろから窓口や ATM コーナー、ロビーにおいて認知症の方と接する機会も多くなっていました。営業店に多くの認知症サポーターがいれば地域社会に貢献できることは明らかでしたが、まとまった人数の行員に養成講座を受講させるのはなかなか難しい面もありました。行内にキャラバン・メイトがいれば他の研修の際に認知症サポーター養成講座を実施できるのでは」とのアイデアから、本部分行員 4 名がキャラバン・メイト養成研修を受講しました。これにより、入行後研修の機会が多い新入行員や店頭で認知症の方と接する機会が多い窓口案内係を対象にした研修のカリキュラムに取り入れることができ、認知症サポーターの数を徐々に増やし、平成 23 年 2 月の段階で約 150 名となりました。

女性による営業推進チーム“さくら姫”の提案

当行では、平成 24 年 11 月に女性の視点、感性を生かすための女性による営業推進チーム“さくら姫”

を立ち上げました。この“さくら姫”から、認知症サポーターへの取組みをもっと活発にし、全行員が認知症サポーターとなりその活動に理解を深めれば、高齢化の進む地域社会の人々によりやさしく接することができるのではないかと提案がなされました。

全行員の資格取得

平成 24 年 12 月、“さくら姫”を中心として全行員を認知症サポーターにするという施策の実施が決定。その方法として、まず各支店と本部の各部署に 1 名以上のキャラバン・メイトを設置することとしました。本店に集まりキャラバン・メイト養成研修を受講した行員が講師となり、各職場の行員全員を対象に認知症サポーター養成講座を実施。平成 25 年 3 月末までに約 150 回の養成講座を開催し、全行員（約 1,600 名）が認知症サポーターの資格を取得するに至りました。全支店、全部署にキャラバン・メイトがいることで、新入行員が入ってきても随時養成講座を開くことができ、長く継続して実施するという当行の CSR 活動の方針に合致した体制を作ることができました。

取組みによる効果

行員へのアンケートでは、「認知症がどういう病気か理解できた」、「認知症の方への接し方が分かり気持ちに余裕ができた」といった感想が多く見られました。また、認知症の家族を持つお客さまから、「いつもイライラしてしまうが、ゆっくり親身に対応してくれるのを見て気持ちが軽くなった」といった声も聞かれました。行員の意識が高まった結果、お客さまへの対応力、CS（顧客満足）向上にもつながっています。



全銀協におけるCSR活動

1. 金融経済教育活動

(1) 「どこでも出張講座」の25年度実績

全銀協では、平成15年度から金融経済教育活動の一環として、全国どこでも無料で講師を派遣する「どこでも出張講座」を実施しています。

平成25年度は計115か所で講座を行いました。

派遣先は、学校（中学校・高校・大学）、地方公共団体（消費者向け・職員向け）、消費生活センター等で、要望の多いテーマは「ライフプランとお金（ローン・クレジットのしくみ）」「銀行の仕組みと役割」「金融犯罪の手口と対策」等となっています。

(2) 全銀協の金融知識普及支援パンフレットを作成

3月、全銀協の金融知識普及支援パンフレット「暮らしを支えるお金の知識を身に付けよう！“お役立ちツールのご紹介”」を作成しました。

本パンフレットでは、一般消費者の皆さまに生活に必要な金融知識を身につけていただくために、全銀協のウェブサイトや各種冊子等、さまざまなお役立ちツールを紹介しております。

またこれに併せ、全銀協の金融経済教育の支援について、金融経済教育に携わる教員の方のために説明したパンフレット「授業やセミナーで使えるお金と金融の教材」も作成しました。



(3) 金融リテラシー啓発DVDを作成

3月、金融リテラシー啓発DVD「はじめての金融リテラシー」を作成し、会員銀行に配布しました。

本DVDは、家族のお金や金融に関するなげない会話について、ガイド役がわかりやすく解説を加えることで、一般消費者に基礎的な「金融リ

テラシー」を学んでいただくことを目的に作成したもので、資金計画と資産運用の意義、ローン・クレジットの基本的な特徴、資産運用のポイントの3つのテーマについて、コンパクトに説明しています。



2. 金融犯罪への取組み

○金融犯罪防止啓発小冊子を作成

3月、金融犯罪防止啓発小冊子「金融犯罪安全チェック」を作成し、全国の消費生活センター等に配布しました。

本パンフレットは、振り込め詐欺被害の拡大や、振り込め詐欺以外の特殊詐欺の被害が深刻化している状況を踏まえ、金融犯罪の未然防止に向けた活動の一環として作成したもので、金融犯罪に関する手口と防止策を解説しています。



3. 環境問題への取組み

○第6回ECO壁新聞コンクール表彰式を開催

平成26年3月16日、「第6回ECO壁新聞コンクール表彰式」を開催しました。

このコンクールは、環境教育の一環として平成20年度から実施しているもので、全国の小学生を対象に5つのテーマから1つを選んで壁新聞を

作成してもらうものです。今年度は過去最多の9,094作品が寄せられました。

表彰式では、全国銀行協会賞、朝日小学生新聞賞、審査員特別賞、優秀賞、団体賞の受賞者に対し、表彰状と副賞を授与しました。受賞作品は、3月15日の朝日小学生新聞紙上で発表したほか、全銀協ホームページにも掲載しています。



4. 高齢者・障がい者への取組み

○ 認知症サポーター養成講座を開催

2月3日、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り応援する「認知症サポーター」の養成講座を開催しました。

当日は、西条市高齢介護課副課長の近藤誠氏から講演が行われ、そのなかで、全国キャラバンメイト連絡協議会が作成した金融機関向けDVD教材を使用して、窓口対応やATM対応における悪い例について、グループワークで問題点や改善点を議論し、その結果を発表しました。

また、本養成講座の開催に伴って、会員銀行190行に実施した「認知症・高齢者対応に関するアンケート」では、認知症サポーター数（うちキャラバン・メイト数）が以下の結果となりました。

認知症サポーター数	53,077名
うちキャラバン・メイト数	2,391名

* 回答行数:87行。(数字回答のある銀行のみ。「数十名」等、数字回答のない銀行は除く)

5. ワークライフバランスへの取組み

○ ワークライフバランス講演会を開催

3月10日、会員各行のワークライフバランスへの取組みを推進することを目的として「ワーク

ライフバランス講演会」を開催しました。

今年度は、日本アイ・ビー・エム株式会社 人事・ダイバーシティ&人事広報担当部長の梅田恵氏を講師に招き、「女性の活躍推進 —IBMの取り組み—」をテーマに講演いただきました。

6. 人権・同和問題への取組み

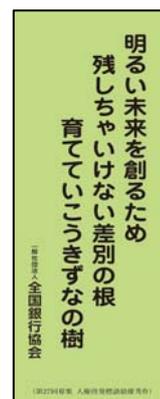
(1) 人権啓発標語（第27回募集）の入選作品を決定

全銀協では、人権意識の高揚を図るため、昭和62年度から毎年度、会員の職員を対象に人権啓発標語の募集を行っています。

第27回目となる今年度は、73会員（応募総数は102,000作品）から会員内選考を経て217作品が寄せられ、入賞作品として40作品を選定しました。平成26年2月18日には、最優秀賞（下の2作品）と優秀賞（8作品）の入選者を招いて表彰式を行いました。



近畿大阪銀行
平田久美子氏の作品



埼玉りそな銀行
小澤久美氏の作品

(2) 第41回人権・同和問題啓発講演会を開催

平成26年2月18日、人権啓発標語（第27回募集）の入選者表彰式に引き続き、「第41回人権・同和問題啓発講演会」を開催しました。

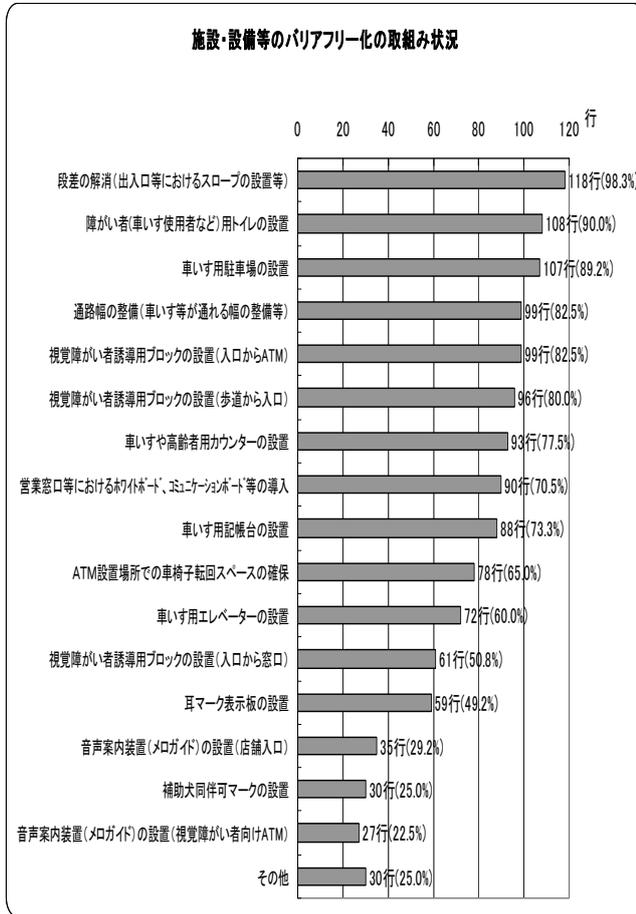


講演会では、弁護士法人つくし総合法律事務所 東京事務所の太胡田誠弁護士から「障害者関係法規の最新動向」という演題で講演いただきました。

障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート結果(平成 25 年度)

1. 施設・設備等のバリアフリー化

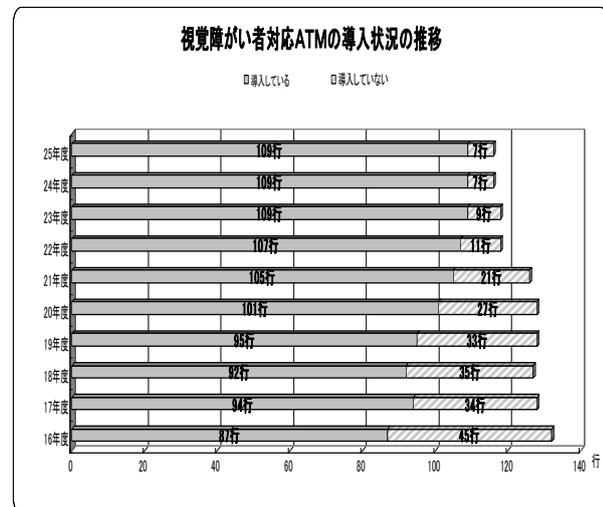
施設・設備等のバリアフリー化に関して、以下のいずれかの項目に取り組んでいると回答した銀行は 120 行 (100%) でした。



2. 視覚障がい者対応ATMの導入状況

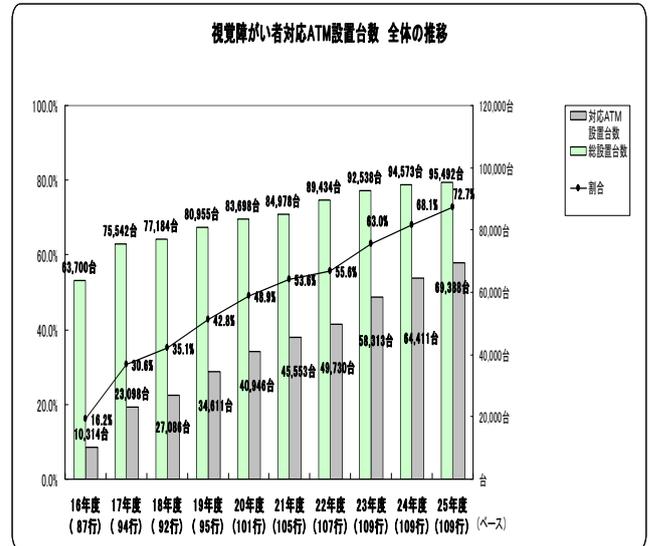
視覚障がい者対応 ATM を「導入している」と回答した銀行は 109 行 (94.0%) でした。

(有効回答 116 行。ATM 未設置銀行 4 行を除く。)



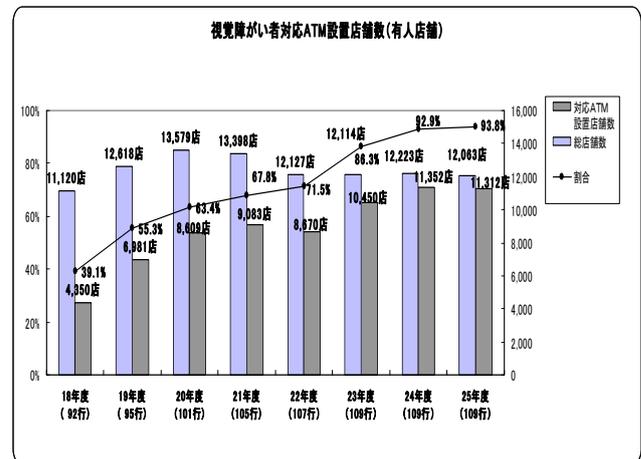
3. 視覚障がい者対応ATM設置台数

視覚障がい者対応 ATM 設置台数は引続き増加しており、総設置台数に占める割合は 72.7% でした。



4. 視覚障がい者対応ATM設置店舗数

視覚障がい者対応 ATM 設置店舗数の店舗総数(有人店舗)に占める割合は引続き増加しており、93.8% でした。



(平成 25 年 12 月実施。回答数 120 行 (正会員)、回収率 100%)

【発行】一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区

丸の内 1-3-1

TEL 03-3216-3761

掲載内容の印刷物・ウェブ上での無断複製・転載はご遠慮ください。